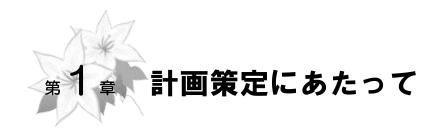
第3次印西市地域福祉計画 【案】

目 次

第	1	章	計画策定にあたって	1
		1	計画策定の背景と趣旨	1
		2	地域福祉とは	2
		3	計画の位置づけ	3
		4	計画期間	6
		5	計画の策定体制	6
第	2	章		7
		1	人口等の現状	
		2	アンケートから見える現状1	6
		3	地域懇談会からの意見	26
		4	第 2 次地域福祉計画の評価	31
		5	印西市の地域福祉における課題3	3
笙	3	章	計画の基本的な考え方と施策の展開3	7
		1	基本理念3	37
		2	基本目標3	8
		3	計画の体系3	;9
			基本目標 1 互いに支え合う地域のコミュニティづくり4	0
			基本目標2 支援が必要な人一人ひとりを支える仕組みづくり4	6
			基本目標3 安心安全に暮らし続けられる環境づくり5	3
笙	4	章	計画の推進 55	8
		1	計画の周知・啓発5	
		2	計画の点検・評価5	8
		3	協働による計画の推進5	
参	老	· 咨 :	米 斗	n



1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化の急速な進行や、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と 核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢 者の孤独死、地域でのひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者に対 する虐待や自殺者の増加等、新たな問題も多く発生しています。

また、平成 23 年3月に発生した東日本大震災を契機に、防災に対する関心や地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、緊急時に備えた見守り・助け合い活動の重要性が再認識されるようになりました。

このような状況の中で、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられたりする相互の関係をつくっていくことが求められています。

日本全体が人口減少社会を迎えた中で、本市においては千葉ニュータウンの宅地供給等に伴う人口増加が続いていますが、高齢化・核家族化は着実に進行しています。将来的にはニュータウン特有の急激な高齢化などに直面することが予想され、それに伴う要支援・要介護認定者の増加、一人暮らし高齢者世帯等の増加が見込まれる中、高齢者や障がいのある人、子ども等支援を必要とする人たちを地域社会全体で支える体制を整備していく必要があります。

そのような中で、本市においても、市民同士がお互いに支え合う地域福祉活動の 推進及び展開、地域組織やボランティアなどの体制整備、福祉教育の充実、市民の 地域福祉活動の拠点整備、社会福祉協議会との連携による福祉活動の充実などがま すます求められています。

市民一人ひとりが福祉の受け手であり担い手であるという地域連帯意識を育み、 地域コミュニティの醸成や地域住民による支え合い体制を構築し、子どもから高齢 者までの全ての市民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを実現するため、本 市の社会環境の変化や福祉施策の課題等を踏まえ、これまでの地域福祉計画を見直 し、新たに「第3次印西市地域福祉計画」を策定するものです。

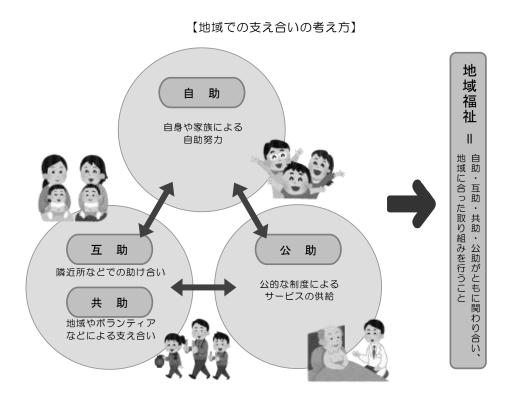
2 地域福祉とは

近年までの「福祉」は障がいのある人、高齢者、貧困者などの何らかの支援が必要な人への援助と考えられてきました。しかし、現在の「福祉」は誰にとっても必要なこととしての福祉へと変わってきています。

福祉とは「誰もが幸せに暮らすことができること」ですが、それを住み慣れた地域で実現するためには、法や制度で救う社会保障だけでなく、地域で暮らす人たち同士で支え合うことが欠かせません。官・民の専門職による制度サービスと、市民一人ひとりが主体となって行う多様な助け合いの活動をつなぐことが、地域福祉の役割です。

地域の福祉力を強化・活性化するためには、市民一人ひとりが「困っている人がいたら手助けしよう」「地域で支え合おう」という意識を持ち、行動することが大切です。

そのため、地域住民だけでなく、様々な活動をしている市民団体や地域組織、企業、行政などが、それぞれの役割をもって当事者として参加し、協働しながら、すべての人が人に役立つ喜びを大切にする社会を構築していく「地域福祉」を推進することが必要です。



2

3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ ● ● ● ● ● ●

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第 4条には「地域住民等は、相互に協力して、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されていることから、本市の地域福祉を推進するため、市民、関係機関、福祉サービス事業者等と行政が一体となり、取り組む方向性を定めるものです。

【参考】 社会福祉法(抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を 行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一 員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会 が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項



(2) 分野別計画・関連計画との関係 ● ● ● ● ● ●

本計画は、印西市総合計画第2次基本計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、市の地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障害者基本計画、子ども・子育て支援事業計画など、保健、福祉に関わるさまざまな計画と横断的に関わり、福祉に関わる人材育成や地域の課題を解決する仕組みづくりなどを推進するものです。

印 西 市 総 合 計 画 第 2 次 基 本 計 画

第3次印西市地域福祉計画 ・地域における福祉サービスの適切な利用の促進 ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達 ・地域福祉に関する活動への市民の参加の促進 及印び西 ΕD 印 印 そ 22次 西西 西 ÉD 男生の 男女共同参画プラン(など生涯学習まちづくり推進計の他関連計画) 介市 市市 市 西 子ども 護高 障 障 市 健 片害福祉; 片害者基子 保齢 健康 険者 康い 事福 増進 んざい 子育て支援事 本 業祉 計 計計 食育推進 画画 画 など 計 業 計 画 計 画 公共的サービス

(社会福祉協議会による計画) 第3次印西市地域福祉活動計画

地域住民・団体の参加(地域福祉活動の担い手)

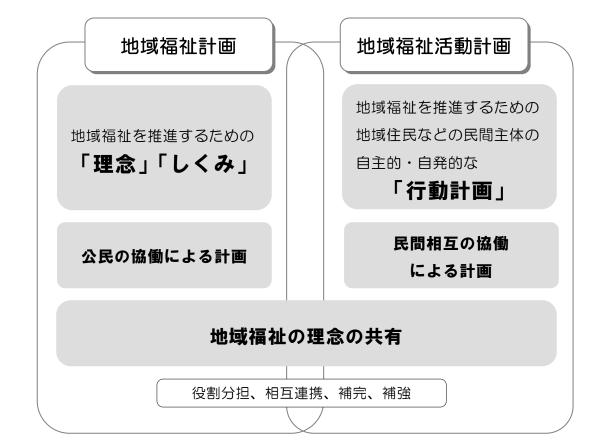
地域住民、町内会・自治会、高齢者クラブ、民生委員・児童委員、ボランティア・ NPO、福祉施設・福祉関係事業者等

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係 ● ● ● ● ● ●

「地域福祉計画」は、市が地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画であり、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって地域住民の立場から地域福祉を推進する民間の行動計画です。印西市では、印西市社会福祉協議会が第3次印西市地域福祉活動計画を策定しています。

両計画は、相互に重要な役割を果たすものであり、密接な連携が求められます。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



4 計画期間

計画の期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。

ただし、国、県等の動向を踏まえ、また、社会状況の変化や関連計画との調整を 考慮して、必要に応じて見直しを行います。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32 年度
						計画 第228年度~32	次基本計画 ! 年度)	
第 2 次地域福祉計画 (平成 24 年度~28 年度)					(第 3 次地域 平成 29 年	域福祉計画 度~32 年度)
				見直し				見直し

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、広く市民の意見を伺うため、アンケート調査を実施するとともに、地域活動団体の代表者や有識者、福祉関係者、公募市民の方などによる「印西市地域福祉計画策定委員会」において具体的な内容を審議・検討を行いました。

また、各地域での地域懇談会の実施やパブリックコメントによる意見募集を行い、 多くの市民の方の声を反映して計画を策定しました。



印西市の地域福祉を取り巻く現状

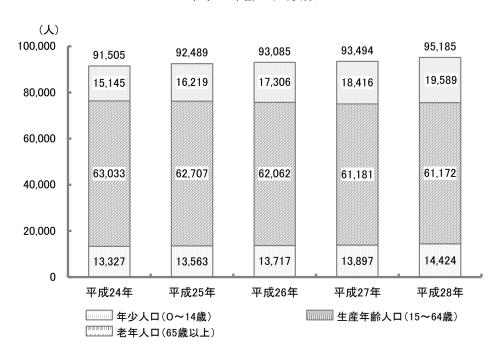
1 人口等の現状

(1) 人口や世帯の状況 ● ● ● ● ● ●

①人口の推移

本市の人口は年々増加しており、平成 28 年には 95,185 人となっています。 年齢別にみると、15 歳から 64 歳の生産年齢人口が平成 25 年以降は減少しています。 一方で、65 歳以上の老年人口は増加しています。

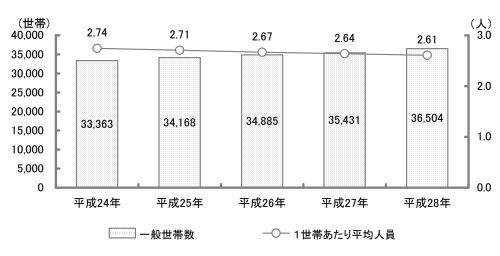
本市の年齢3区分別人口



資料:千葉県年齢別・丁字別人口(各年4月1日現在)

②世帯数及び1世帯あたり人員の推移

本市の世帯数は増加傾向にあり、平成 28 年では 36,504 世帯となっています。 一方で、1 世帯あたりの平均人員は減少しており、平成 28 年では 2.61 人となっています。

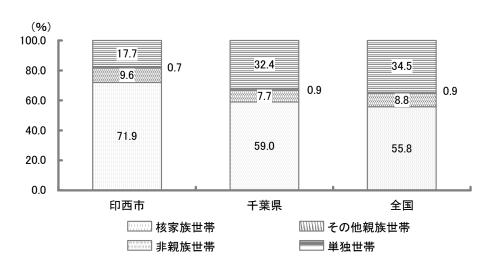


世帯数及び1世帯あたり人員の推移

資料:千葉県年齢別·丁字別人口(各年4月1日現在)

③世帯類型別構成比

本市の世帯類型別構成比を千葉県、全国と比較すると、核家族世帯が多くなっています。一方で、単独世帯数の構成比が 17.7%と、千葉県、全国に比べて低くなっています。

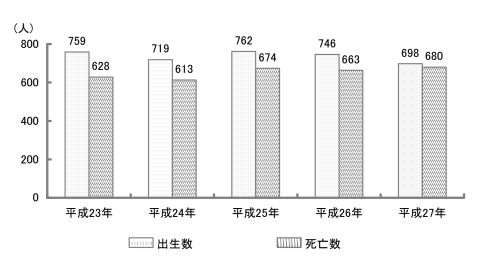


印西市・千葉県・全国の世帯類型別構成比

資料:国勢調査(平成27年10月1日現在)

④自然動態人口(出生・死亡)の推移

出生数、死亡数の推移をみると、各年において、出生数が死亡数を上回っている ものの、出生数は減少傾向にあります。一方で、死亡数は平成 25 年から増加傾向 にあります。

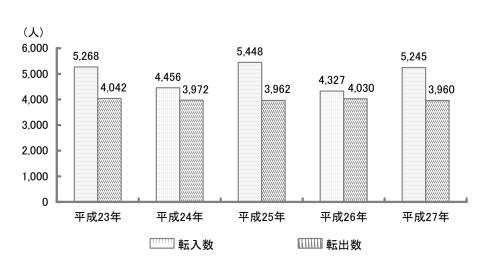


自然動態(出生・死亡)の推移

資料:データいんざい(各年1月1日現在)

⑤社会動態人口(転入・転出)の推移

各年とも転入数が転出数を上回っています。転入数は平成 24 年と平成 26 年では減少していますが、転出数は各年 4,000 人前後で、ほぼ横ばいです。

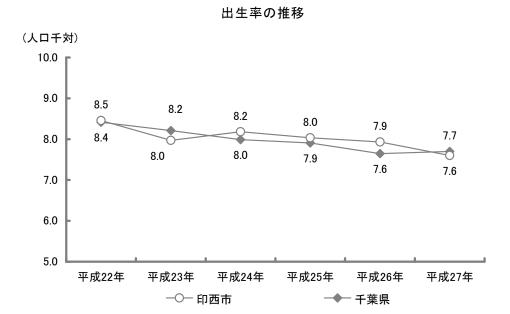


社会動態人口(転入・転出)の推移

資料:データいんざい(各年1月1日現在)

⑥出生率の推移

出生率は、減少傾向で推移しており、平成27年では7.6となっています。

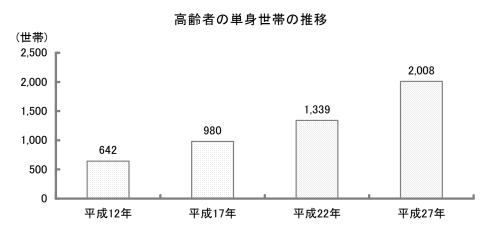


資料:千葉県衛生統計年報

(2) 高齢者の状況 ● ● ● ● ● ●

①高齢者世帯の状況

高齢者の単身世帯の推移は、平成 12 年以降増加しており、平成 27 年では 2,008 世帯となっています。



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

②要介護認定者数の推移

要介護認定者数は、年々増加しており、平成27年9月末の時点では2,740人となっています。

 (人)

 3,000

 2,000

 1,000

 平成23年

 平成24年

 平成25年

 平成26年

 平成27年

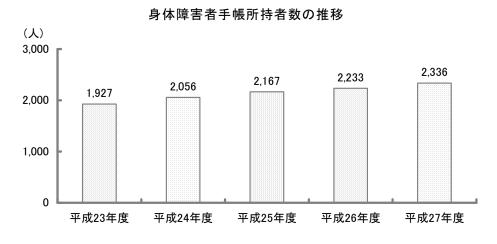
要介護認定者数の推移

資料:印西市介護保険状況報告(各年9月末現在)

(3) 障がいのある人の状況 • • • • • •

①身体障害者手帳所持者数

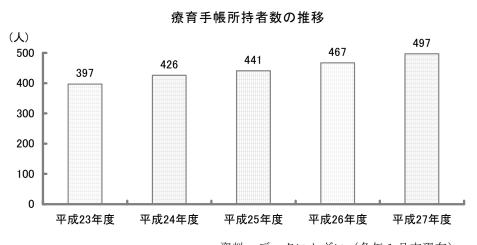
身体障害者手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、平成 27 年度には 2,336 人となっています。



資料:データいんざい(各年1月末現在)

②療育手帳所持者数の推移

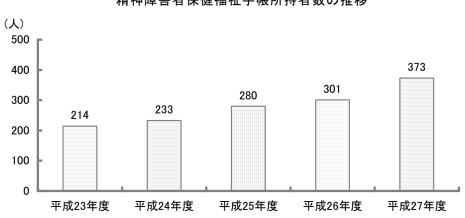
療育手帳所持者数は、年々増加傾向であり、平成 27 年度には 497 人となっています。



資料:データいんざい(各年1月末現在)

③精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向であり、平成27年度には373人となっています。



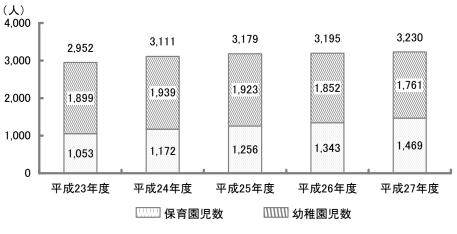
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(4)児童の状況 ● ● ● ● ● ●

①保育園・幼稚園の園児数の推移

市内の保育園と幼稚園の園児数の推移をみると、保育園児数は増加しており、平成 23 年度の保育園児数は 1,053 人だったのに対し、平成 27 年度では 1,469 人になっています。

幼稚園児数は、平成 24 年度以降は減少しており、平成 27 年度は 1,761 人まで減少しました。



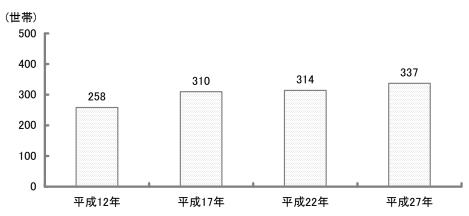
保育園・幼稚園の園児数の推移

資料:データいんざい(各年4月1日現在)

(5) 母子世帯・父子世帯の状況 ● ● ● ● ● ●

①母子世帯・父子世帯の推移

母子世帯・父子世帯は、年々増加しており、平成27年では337世帯となっています。



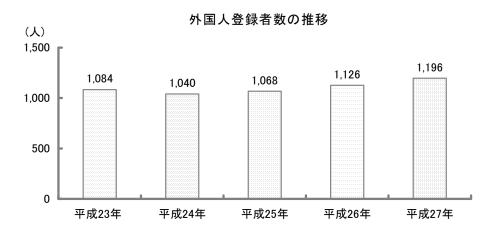
母子世帯・父子世帯数の推移

資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

(6) 外国人市民の状況 ● ● ● ● ● ●

①外国人登録者数の推移

外国人登録者数は、平成 24 年に減少したものの、平成 25 年以降は徐々に増加 しています。平成 27 年の外国人登録者数は 1,196 人となっています。

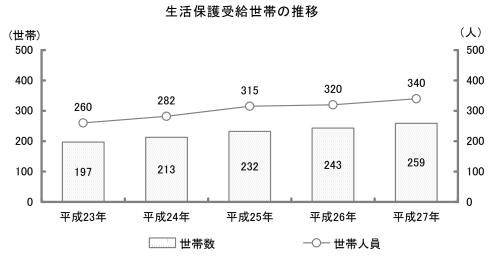


資料:データいんざい(各年3月末現在)

(7) 生活困窮の状況 ● ● ● ● ● ●

①生活保護受給世帯の推移

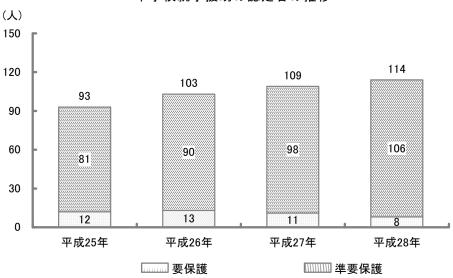
生活保護受給世帯は、年々増加傾向であり、平成27年には259世帯となっています。



資料:データいんざい(各年4月末現在)

②中学校就学援助の認定状況

中学校就学援助の認定者は、準要保護生徒が年々増加傾向であり、平成 28 年には 114 人となっています。



中学校就学援助の認定者の推移

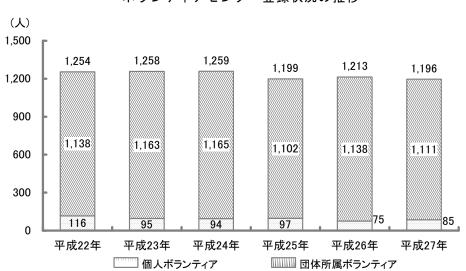
※要保護:保護者が、生活保護法に規定する要保護者

準要保護:保護者が、生活保護法要保護者に準ずる程度に困窮している 資料:庁内資料(各年度末時点、平成28年のみ年度当初)

(8) その他 • • • • •

①ボランティアセンター登録状況の推移

ボランティアセンター登録者数は、平成 25 年に減少し、その後横ばいで推移しています。平成 27年のボランティアセンター登録者数は 1,196 人となっています。



ボランティアセンター登録状況の推移

資料: 庁内資料

2 アンケートから見える現状

(1) アンケート調査の概要● ● ● ● ● ● ●

①調査対象

	調 査 対 象
市民アンケート	印西市在住の 20 歳以上を無作為抽出
民生委員・ 児童委員アンケート	印西市の民生委員・児童委員

②調査期間

	調査期間
市民アンケート	平成 28 年 5 月 31 日から平成 28 年 6 月 15 日
民生委員・ 児童委員アンケート	平成 28 年 7 月 19 日から平成 28 年 8 月 5 日

③調査方法

郵送による配布・回収

④回収状況

	配布	数	有効回答数	有効回答率
市民アンケート		3, 000 通	1,539 通	51.3%
民生委員・ 児童委員アンケート		129 通	106 通	82. 2%

⑤地区の内訳

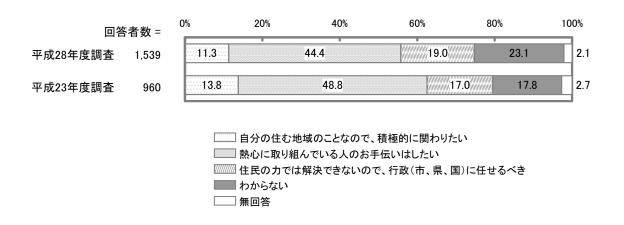
木下	木下、木下南1~2丁目、竹袋、別所、宗甫、木下東1~4丁目、平岡
小林	小林、小林北1~6丁目、小林浅間1~3丁目、小林大門下1~3丁目
大森・永治	大森、鹿黒、鹿黒南 1 ~ 5 丁目、亀成、発作、相嶋、浅間前、浦部、 浦部村新田、白幡、浦幡新田、高西新田、小倉、和泉
船穂・牧の原①	武西、戸神、船尾、松崎、松崎台1~2丁目、結縁寺、多々羅田、草深、 泉、泉野1~3丁目
船穂・牧の原②	西の原1~5丁目、原1~4丁目、東の原1~3丁目、牧の原1~6丁目、 牧の台1~3丁目
ニュータウン 中央北	小倉台1~4丁目、大塚1~3丁目、牧の木戸1丁目、木刈1~7丁目、 中央北1~3丁目
ニュータウン 中央南	内野1~3丁目、原山1~3丁目、高花1~6丁目、戸神台1~2丁目、 中央南1~2丁目、武西学園台1~3丁目
印旛①	瀬戸、山田、吉高、萩原、松虫、岩戸、師戸、鎌苅、大廻、造谷、吉田、 つくりや台1~2丁目、平賀、平賀学園台1~3丁目
印旛②	美瀬1~2丁目、若萩1~4丁目、舞姫1~3丁目
本埜①	中根、荒野、竜腹寺、角田、滝、物木、みどり台 1 ~ 3 丁目、笠神、行徳、 川向、下曽根、中、萩埜、桜野、押付、佐野屋、和泉屋、甚兵衛、松木、 中田切、下井、長門屋、酒直ト杭、安食ト杭、将監、本埜小林、立埜原
本埜②	а 電野 1 ~ 7 丁目

(2) 市民アンケート調査結果 ● ● ● ● ● ●

①地域の問題への関わり

「熱心に取り組んでいる人のお手伝いはしたい」の割合が 44.4%と最も高く、次いで「わからない」の割合が 23.1%、「住民の力では解決できないので、行政(市、県、国)に任せるべき」の割合が 19.0%となっています。

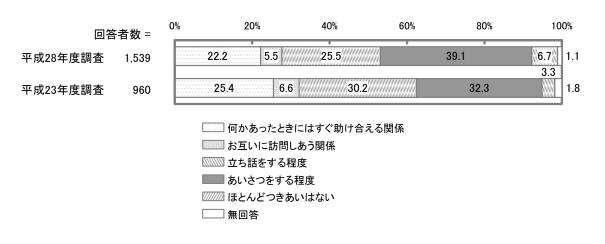
平成 23 年度調査と比較すると、地域の問題に自身が関わるべきと感じる人の割合が減少しています。



②隣近所とのつきあい

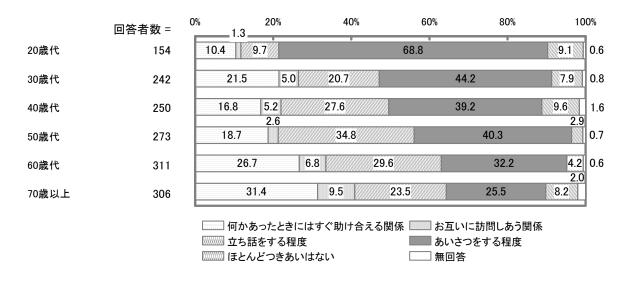
「あいさつをする程度」の割合が39.1%と最も高く、次いで「立ち話をする程度」の割合が25.5%、「何かあったときにはすぐ助け合える関係」の割合が22.2%となっています。

平成 23 年度調査と比較すると、「何かあったときにはすぐ助け合える関係」「お 互いに訪問しあう関係」「立ち話をする程度」の割合は減少し、「あいさつをする程 度」の割合が 6.8 ポイント増加しています。



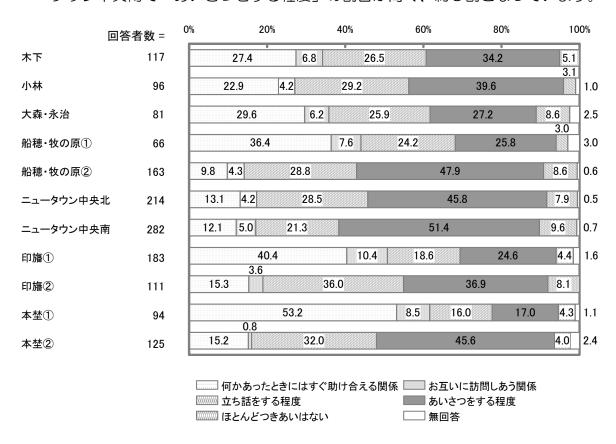
【年齢別】

年齢別でみると、他の年齢に比べ、70歳以上で「何かあったときにはすぐ助け合える関係」の割合が高く、約3割となっています。一方で、年齢が低くなるにつれ「あいさつをする程度」の割合が高くなる傾向がみられます。



【居住地区別】

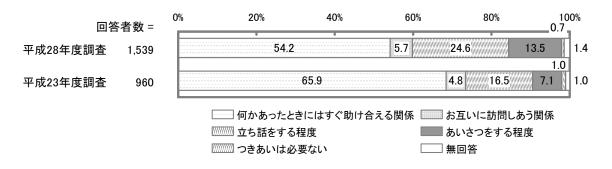
居住地区別でみると、他の地区に比べ、本埜①で「何かあったときにはすぐ助け合える関係」の割合が高く、約5割となっています。また、船穂・牧の原②、ニュータウン中央南で「あいさつをする程度」の割合が高く、約5割となっています。



③近所づきあいの必要性の認識

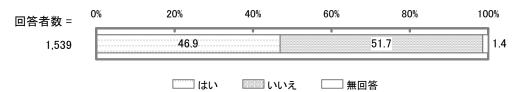
「何かあったときにはすぐ助け合える関係」の割合が54.2%と最も高く、次いで「立ち話をする程度」の割合が24.6%、「あいさつをする程度」の割合が13.5%となっています。

平成 23 年度調査と比較すると、「何かあったときにはすぐに助け合える関係」の割合が 11.7 ポイント減少しており、「立ち話をする程度」が 8.1 ポイント、「あいさつをする程度」が 6.4 ポイント増加しています。



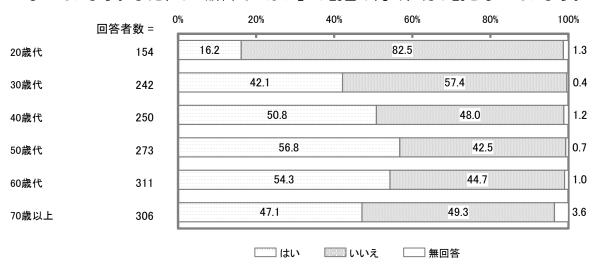
④地域活動の参加状況

「はい」の割合が46.9%、「いいえ」の割合が51.7%となっています。



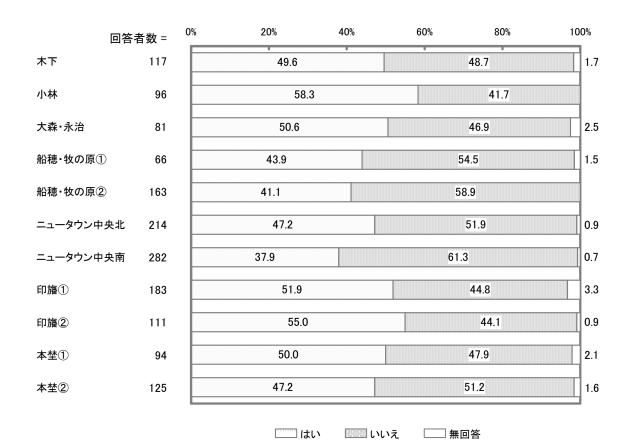
【年齢別】

年齢別でみると、他の年齢に比べ、20歳代で「はい」の割合が低く、2割未満となっています。また、50歳代で「はい」の割合が高く、約6割となっています。



【居住地区別】

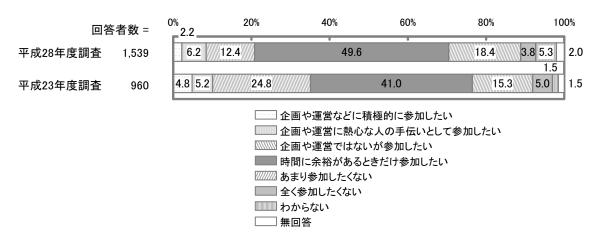
居住地区別でみると、他の地区に比べ、小林で「はい」の割合が高く、約6割となっています。また、船穂・牧の原②、ニュータウン中央南で「はい」の割合が低く、4割ほどとなっています。



⑤地域活動の参加意向

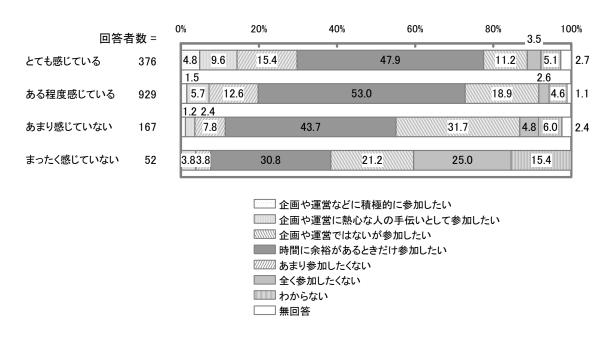
「時間に余裕があるときだけ参加したい」の割合が 49.6%と最も高く、次いで「あまり参加したくない」の割合が 18.4%、「企画や運営ではないが参加したい」の割合が 12.4%となっています。

平成 23 年度調査と比較すると、「企画や運営ではないが参加したい」の割合が 12.4 ポイント減少しています。



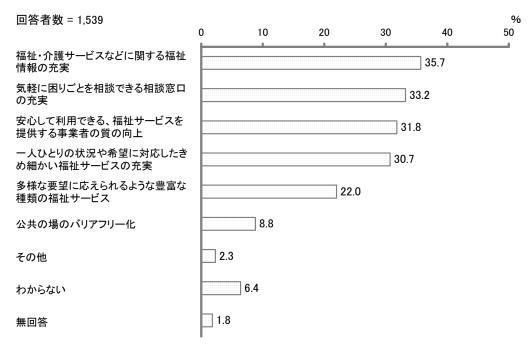
【愛着度別】

愛着度別でみると、住んでいる地区に愛着を感じているほど "参加したい"の割合が 高く、とても感じている人で約8割となっています。



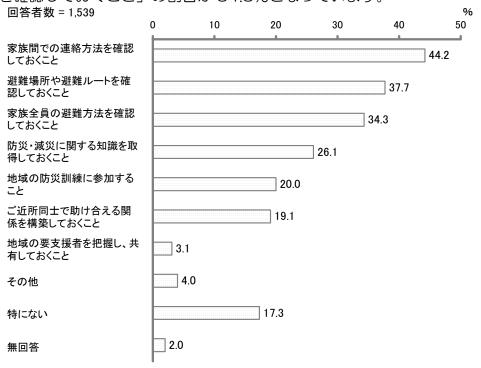
⑥印西市の福祉に必要あるいは重要と思うこと

「福祉・介護サービスなどに関する福祉情報の充実」の割合が35.7%と最も高く、次いで「気軽に困りごとを相談できる相談窓口の充実」の割合が33.2%、「安心して利用できる、福祉サービスを提供する事業者の質の向上」の割合が31.8%となっています。



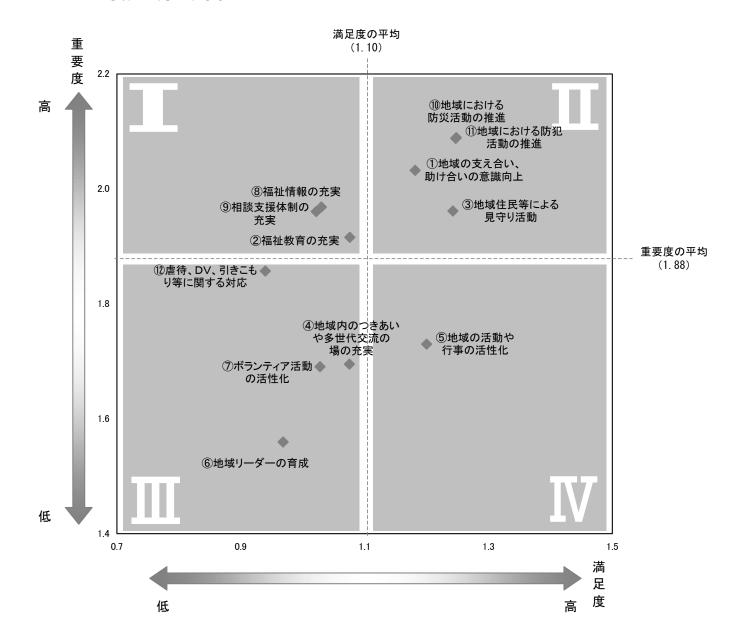
⑦災害等に備えて日ごろの生活の中で心がけたり、実施していること

「家族間での連絡方法を確認しておくこと」の割合が 44.2%と最も高く、次いで「避難場所や避難ルートを確認しておくこと」の割合が 37.7%、「家族全員の避難方法を確認しておくこと」の割合が 34.3%となっています。



8福祉の取り組みに関する満足度と重要度

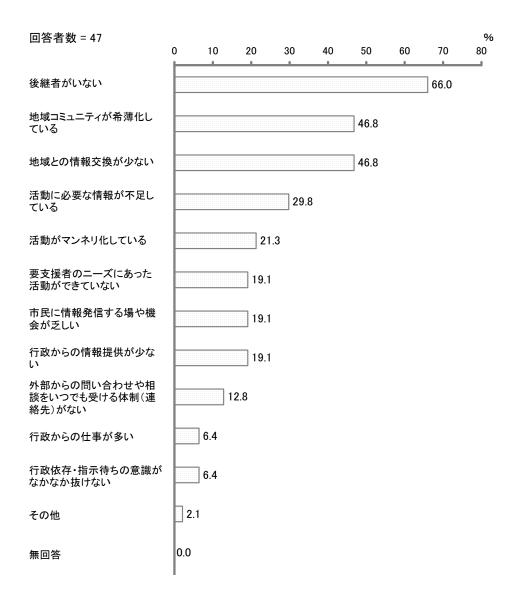
②福祉教育の充実、⑧福祉情報の充実、⑨相談支援体制の充実はタイプ I (重要度が高いにも関わらず満足度が低い)に属しており、今後一層施策充実が求められています。また、タイプ II (満足度、重要度ともに高い)に属している①地域の支え合い、助け合いの意識向上、③地域住民等による見守り活動、⑩地域における防災活動の推進、⑪地域における防犯活動の推進についても今後とも施策を充実していく必要性が伺えます。



(3) 民生委員・児童委員アンケート調査結果 ● ● ● ● ● ●

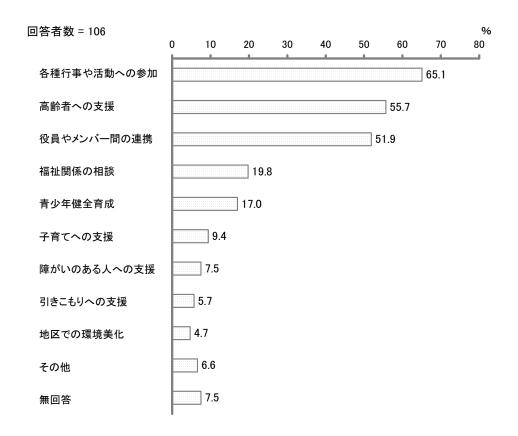
①活動するうえで、困っていること

「後継者がいない」の割合が66.0%と最も高く、次いで「地域コミュニティが希薄化している」、「地域との情報交換が少ない」の割合が46.8%となっています。



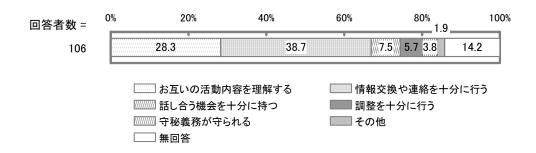
②活動するうえで、市社会福祉協議会及び支部社会福祉協議会と連携していること

「各種行事や活動への参加」の割合が65.1%と最も高く、次いで「高齢者への支援」の割合が55.7%、「役員やメンバー間の連携」の割合が51.9%となっています。



③市社会福祉協議会及び支部社会福祉協議会との連携で必要だと思うこと

「情報交換や連絡を十分に行う」の割合が38.7%と最も高く、次いで「お互いの活動内容を理解する」の割合が28.3%となっています。



3 地域懇談会からの意見

(1) 地域懇談会の概要 ● ● ● ● ● ●

①実施概要

目的:	地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定にあたり、地域活動を推進する上での地域の現状課題を共有し、その解決方法や今後必要となる取り組みについて考えるため、支部社会福祉協議会の委員による意見交換を行いました。
ワーキングテーマ:	 1 地域の様々な団体との連携の充実 (地域の人に活動を知ってもらうには、いろんな団体との協力・連携を増やしていくには) ② 地域活動への住民参加の促進 (近所とのつながりをつくっていくには、助け合いの機運を高めていくには) ③ 地域人材(リーダー、ボランティアなど)の育成(活動のリーダー・ボランティアの担い手になる人を増やしていくには)
ワーキングの進め方:	 ① テーマ毎に問題点、課題、今後必要だと思う取り組みなどを1つずつ付箋に記入します。どんな意見でも構わないので、思いついたことを素直に書いてください。 ② 記入した意見を1人1つずつ順番に発表し、用紙に貼っていきます。 ③ ディスカッションしながら、出た意見をグループ化します。 ④ グループをあらわす言葉でまとめます。 ⑤ グループの間に関係がある場合は、線や矢印を記入します。 ⑥ 意見をまとめ、発表します。

②実施状況

地区名	日時	会場	参加者数
印旛	平成 28 年 8 月 24 日 (水) 14:00~	ふれあいセンターいんば	13 名
本埜	平成 28 年 9 月 6 日 (火) 10:00~	本埜公民館	14 名
ニュータウン中央北	平成 28 年 9 月 7 日 (水) 13:30~	フレンドリープラザ	14 名
木下	平成 28 年 9 月 8 日 (木) 13:30~	総合福祉センター	14 名
大森・永治	平成 28 年 9 月 9 日 (金) 13:30~	総合福祉センター	32 名
ニュータウン中央南	平成 28 年 9 月 12 日 (月) 13:30~	サザンプラザ	10 名
船穂・牧の原	平成 28 年 9 月 21 日 (水) 14:00~	ふれあい文化館	23 名
小林	平成 28 年 9 月 30 日 (金) 10:00~	小林コミュニティプラザ	15 名

参加者数合計 135名



(2) 意見 • • • • • •

①地域の様々な団体との連携の充実

【主な意見】

- ・他団体の構成員や、活動内容を知らない。活動を発表する場や各団体が集まる場、 情報交換をする場などもなく、協力が難しい
- ・各団体が自団体の主な目的となる活動を優先している。また、交流の必要性を感じていない部分もある
- ・災害発生時に指定避難場所に地域住民が集合できるよう、防災組織との連携は必要 だが、防災組織をつくるのに、先に動いていく人がおらず、組織ができても活動ま で結びつかない
- ・アンケートから、民生委員の認知度が低いとわかった
- ・各団体と社協との連携・連絡を強めたい
- ・団体連携のための活動資金援助や、市からの対応策がほしい
- ・地域活動を知らない人が多い。様々な団体の活動内容を具体的に知らせる機会づくり
- ・参加したいと思っている人はいるが、参加に至らない
- ・活動への新しい参加者が増えない
- ・どんな団体があるかわからない。活動内容・活動場所や仕組みについてよくわから ないという住民が多い
- ・回覧でPRするなど、参加意識を高めたり、ロコミで仲間を増やしたりしながら活動を広げる



【課題・今後の取り組み】

- ・ 社協や各団体が、情報交換・交流・連携するための場づくりや、行政からの 支援が必要
- ・防災組織の活動を活発にすることが必要
- ・地域活動や、地域で活動している団体・委員についての認知度を高めるため、 広報・周知の徹底が必要
- ・各団体の連携推進や団体の活動を支援する行政のサポートが求められている
- ・参加したいと思っているが実際に参加していない人に参加を促すきっかけ づくりが必要

②地域活動への住民参加の促進

【主な意見】

- ・地域活動への参加が積極的でない人、参加していない人、参加意欲のない人がいる。 若い世代は働いていて忙しい
- ・町内の高齢化が進み、災害など何かあったときは、困難が予想される
- ・ボランティア活動へ若い人が参加しにくいのではないか。また、ボランティア活動 のやり方や内容の周知に工夫が足りないのではないか
- ・中心となって引っ張る人がいない。自分からはリーダーにならない。リーダーの育成とそれを支える組織が不十分
- ・行事があっても参加するのはいつも同じ人。参加人数の減少と固定化が起きている
- ・地域住民に活動内容が知られていない
- ・町内会に新しい住民が入会しない。新しい住民と昔からの住民でコンタクトが取れない
- ・防災訓練について、関心のある人も多いが参加者は少ない
- ・地域活動をしている人から近隣へのこまめな声かけ
- ・地域活動・ボランティア活動を始めるきっかけがない
- ・活動内容を知らせる広報活動の強化
- ・地域交流の場・イベントを多く企画し、魅力を伝え、参加してもらう、関心を持ってもらう
- ・地域活動が地域にとって必要なことであることを理解してもらう
- ・ボランティア登録者数の裾野を広げる。一人ひとりの負担を減らし参加しやすくする



【課題・今後の取り組み】

- ・新しい参加者・若い世代の参加者獲得のために、活動内容について広報・周 知をしていくことが必要
- ・防災について、住民の意識向上が必要
- ・ボランティアの種類や活動内容を具体的に示していく必要がある
- ・活動以外に行事や魅力的な研修を行ったり、身近なテーマを挙げたりするな ど、参加率向上の取り組みが必要
- ・参加を促すために、地域の人の中でこまめに声をかけることが必要

③地域人材 (リーダー・ボランティアなど) の育成

【主な意見】

- ・ボランティアがどのようなものか、どこでしているのか、するにはどうしたらよいかわからない人が多い
- ・特に若い人でボランティアに興味のない人が多い。ボランティアが高齢化している
- ・ボランティア活動に参加している人が周りにいない
- ・町内会や自治会への加入者が少ない
- ・若い人は仕事があり、退職した人は農業が忙しくボランティアに参加できない人が 多い
- ・ボランティア活動への呼びかけ・集まる機会が足りていない
- ・若い人を中心に自主防災会を立ち上げていたり、防災訓練への参加者が増加している
- ・リーダーのなり手はいないが、ボランティアに参加する人はいる。また、気軽にで きるボランティアへの意欲はある
- ・ボランティア参加を増やすために活動内容を知ってもらう
- ・実際の声かけが不足している
- ・気軽に参加できる集いの場を設ける
- ・関心のあることから呼びかけ、ふれあう機会を持つ
- ・活動を通してリーダーを育てていく。強力なリーダーシップを持った人が必要
- ・高齢者のリーダーが多い。30~50 代の働いている世代でリーダーが不在。若い世代でリーダー候補者がいない
- ・リーダーの育成の前に、なり手となる人材を集めなければならない状況
- ・ボランティアについて、地域の学校・自治会にPR不足



【課題・今後の取り組み】

- ・関心のある分野や、参加しやすい部分から声をかけ、ボランティア活動への 協力を積極的に呼びかけることが必要
- ・防災への関心が高い現状があり、そういった面から地域の組織への参画を促 すことが重要
- ・活動場所や内容を知ってもらうこと、興味を持ってもらえるような機会づくりが必要
- ・ボランティア活動について、学校や町内会・自治会への広報強化が必要
- ・ボランティアに関心を持つような呼びかけが必要。紙媒体ではなく、実際に 声をかけることも重要
- ・若い世代や、仕事のある人でもボランティアに参加できるような日時や内容 の検討が必要
- ・リーダーのなり手について、活動を通して人材を探し、育成することが必要
- ・リーダーが高齢化しており、特に若い世代で人材発掘が必要

4 第2次地域福祉計画の評価

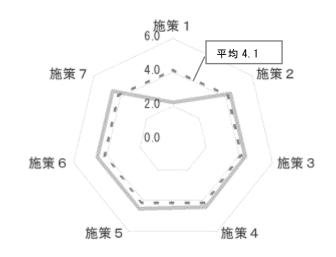
第3次地域福祉計画を策定するにあたり、平成 27 年度の取り組みの実施状況について評価を行いました。

※ 評価点 = 各取り組みの得点の合計/取り組みの数

(得点 できている:3点、ほとんどできている:2点、

あまりできていない: 1点、できていない: O点)

施策1「人への思いやり、やさしい心が自然に育つ教育、意識づくり」については、他の施策に比べ評価が低かったことから、心のバリアフリーについての理解を深めていくことが今後の課題となります。



総括表

	施策	取り組み	評価点	
	人への思いやり、やさし	「心のバリアフリー教育」を進める		
1	い心が自然に育つ教育、	子どもや高齢者、障がい者、母国語の異なる人などの交流を増やす	2.2	
	意識づくり	「福祉=しあわせ」をひろげる		
	誰もが分け隔てなく参加	地域の顔見知りを増やす		
2	し、協力できる地域のつ	町内会等の地域活動を支援する	4.3	
	ながりづくり	ふれあいのうまれる場所づくり		
	地域活動のため、動きや	団体紹介や活動のPR		
3	むり活動のため、動さり	地域活動したい人、始めたい人のきっかけづくり	4.4	
	9 いた 到 のしてが ラマツ	地域の人材や資源の情報収集と活用		
	わかりやすく、いつでも利	福祉の情報を知る機会、場所を増やす		
4	用できる情報提供や相談	行政の相談窓口を充実する	4.4	
	のしくみづくり	地域での身近な相談窓口をつくる		
		社会福祉協議会の強化		
		市民同士での手助けの支援		
			その人にあった福祉サービスの提供を工夫する	
5	安心して利用できる福祉	利用者の尊厳や権利を守るしくみを考える	4.5	
J	サービスの基盤づくり	福祉サービスに携わる人材の育成		
		健全なサービス提供を促す		
		生涯を通じた健康づくり		
		子育てしながら安心して働けるしくみをつくる		
	暮らしやすさを実感でき るまちづくり	誰にとっても使いやすい仕様(ユニバーサルデザイン)を広める		
		誰もが利用しやすい公共交通の充実		
			市内間の移動の足を増やす	
6			: ・・・・・・・ 抽械びるみでは※に取り組む	
		災害時の連携体制を強化する		
		地域で子どもや障がい者、高齢者を犯罪から守る		
		まちかどの安全		
	地域でやさしく包み込む支	困っている人からのSOSを受け止める		
7	援の輪づくり	犯罪や暴力・虐待の被害を拡大させないしくみをつくる	4.6	
	1/X = 7 THI = 1 / /	地域と家庭、地域と学校での支援の輪づくり		

第2次地域福祉計画に基づく取り組みのうち、8割の取り組みは、「できている」 「ほとんどできている」という評価になっています。

そのなかで、施策1「人への思いやり、やさしい心が自然に育つ教育、意識づくり」は、"できていない"とした取り組みの評価の占める割合が高くなっています。教育の現場や講演会などで市民の理解を深める活動、市内の企業・事業所と地域との連携意識の推進、市民向けの福祉施設見学や体験学習の機会の設置などができていないという評価になっており、福祉の心を育む機会を充実していく必要があります。

その他には、家庭や地域でのあいさつや声かけの推進の後援、地域座談会の開催、ボランティア活動や市民活動のPRや情報発信、ボランティアセンター機能の強化、災害ボランティアの組織づくりなどができていないという評価になっています。



5 印西市の地域福祉における課題

(1) 福祉意識の醸成と地域のつながりづくり • • • • • • •

本市は、暮らしやすいまちとしての魅力が高く、転入数が転出数を上回る状態が続いています。その一方で、千葉ニュータウン等への人口集中、核家族化、少子化・高齢化といった現象は、地域における人々の関係も希薄化し、特に働き盛りの世代では、仕事に追われ地域に目を向けられない傾向がみられます。しかし、その中でも平成 28 年度アンケート調査をみると近所づきあいに対する必要性の認識は、隣近所とのつきあいの現状に比べ高く、助け合える関係づくりを必要としていることがうかがえます。

地域のつながりづくりを進めていくため、これまでの円卓会議の発展的解消を図りながら、小圏域ごとでの支え合いのネットワークのあり方を検討し、構築していくことが必要です。

①人への思いやり、やさしい心が自然に育つ教育、意識づくり

地域福祉を推進する上では、市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重しながら、 ふれあい意識を持つとともに、人と人とのつながりを持ち、地域活動につなげてい くことが重要です。

平成 28 年度アンケート調査をみると、地域の問題に自身が関わるべきと感じる 割合が前回調査と比べ低下しています。また、「福祉教育の充実」について重要度に 比べて満足度が低くなっています。

事業評価をみると、心のバリアフリーについての理解を深める活動や、市内の企業・事業所と地域との連携意識の推進、市民向けの福祉施設見学や体験学習の機会の提供があまりできていません。

そのため、地域住民が協力し合える地域をつくるためには、子どもの頃から福祉 の心を育てるとともに、地域住民の一人ひとりの助け合い意識を育てていくことや、 交流や体験を通して、高齢者や障がいのある人、認知症のある人などに対する理解 を深めることが必要です。

②誰もが分け隔てなく参加し、協力できる地域のつながりづくり

市民の近所付き合いや地域での助け合いに関する意識の希薄化が進んでおり、地域住民同士で地域を支え合っていくためには、あいさつが重要です。

平成 28 年度アンケート調査をみると、地域間で、地域づきあいの必要性の認識や参加意欲、地域活動への参加の割合が異なり、特に、若い世代で必要性の認識、参加意欲、参加の割合が低くなっています。また、地域の支え合い・助け合いの意識向上や地域の見守り活動を重要と考える人が多くなっています。

地域懇談会からも、地域活動への参加が積極的でない人、参加していない人がいることや、町内会・自治会に新しい住民が入会しないことに対する声が上がっており、参加の促進や新しい参加者・若い世代の参加者獲得が課題となっています。

事業評価をみると、家庭や地域でのあいさつや声かけの推進支援、地域座談会の 開催があまりできていません。

そのため、あいさつから近所付き合いや地域の活動への参加に対する意識や地域への愛着を高めるとともに、地域活動の大切さや活動の起こし方などの情報提供、 地域の活動内容について広報・周知を行うなど、活発な地域活動を広めていくこと が必要です。

③地域活動のため、動きやすい活動のしくみづくり

地域活動やボランティア活動においては、将来の担い手の不足や活動メンバーの 固定化が大きな問題となっており、若年層や団塊世代の参加促進をはじめ、参加者 の裾野を広げていくことが重要です。

平成 28 年度アンケート調査をみると、地域に愛着がある人ほどボランティア経験者が多く、仲間やきっかけがあれば今後参加したい人が多くなっています。また、地域リーダーの育成、ボランティア活動の活性化は満足度が低くなっています。

民生委員・児童委員調査では、活動に困っていることとして、「後継者がいない」ことが最も多く、人材の育成が必要となっています。地域懇談会からも、若い人でボランティアに興味のない人が多く、ボランティアが高齢化している、リーダーのなり手がいない、若い世代でリーダー候補者がいない、という声が上がっており、人材の確保が課題となっています。

事業評価をみると、ボランティア活動や市民活動のPRや情報発信、ボランティアセンター機能の強化、活動の場の提供、地域の福祉人材の育成や活用があまりできていない状況にあります。

そのため、ボランティア等の地域活動に関心を持ってもらえるような仕組みづくり、きっかけづくりを行い、継続的に情報発信し、新たな担い手を育成していくことが必要です。

(2) 福祉サービスを利用しやすい仕組みの構築 • • • • • • •

本市はこれまで、福祉施策の充実や地域住民等による見守り活動などを推進し、 支援が必要な方を支える仕組みづくりを進めてきました。その中で、一人暮らし高 齢者や要介護認定者、認知症高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭など支援が必要 な方が年々増加しており、それらの方の生活課題やニーズも多様化してきています。

①わかりやすく、いつでも利用できる情報提供や相談のしくみづくり

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくためには、必要なサービスや 制度の利用方法等を知り、安心して良質なサービスを利用できる体制が重要です。

平成 28 年度アンケート調査をみると、福祉に必要な事業では、「福祉・介護サービスなどに関する福祉情報の充実」の割合が最も高く、次いで「気軽に困りごとを相談できる相談窓口の充実」が挙がっています。また、地域においては困りごとについて身近に相談できる相手がいない人もいる中で、社会福祉協議会や民生委員などの周知が十分図られていない現状もみられます。

民生委員・児童委員調査からも、市や社会福祉協議会に期待することとして、「情報提供の充実」、「気軽に応じることのできる相談体制の充実」、「情報交流できる場づくり」などの割合が高く、情報提供や相談体制の充実が求められています。

一方で、事業評価をみると、福祉に関する情報発信や相談窓口の充実・広報はあ まりできていません。

そのため、各年代の情報入手手段やニーズに応じた福祉に関する情報提供の充実が必要です。さらに、地域の相談者や相談機関の周知を図るとともに、誰もが利用しやすく、相談内容に応じて適切に専門機関や専門職につながっていく仕組みづくりが必要です。

また、地域の活動が活性化する様、活動者・活動団体同士が情報共有・情報交換ができる場づくりなども必要です。

②安心して利用できる福祉サービスの基盤づくり

利用者が不利益を被ることなく、安心して良質なサービスを受けられるように、 サービスの質を確保することが重要です。

平成 28 年度アンケート調査をみると、福祉に必要な事業では、「事業者の質の向上」「きめ細かい福祉サービスの充実」が上位に挙がってきています。

事業評価をみると、ゆうゆうサービス、ワンコインサービスの周知があまりできていません。

そのため、障がいを持つ人や高齢者等が、安心して自立した生活を送ることができるように、本人の自己決定を尊重しながら、質の高い福祉サービスの利用を支援するとともに、判断能力が十分でない人の権利を擁護する体制の充実をしていくことが必要です。

(3) 安心して暮らせる地域づくり ● ● ● ● ● ●

本市の福祉の取り組みについて、平成 28 年度アンケート調査をみると、地域における防災活動や防犯活動の推進は市民の満足度が高くなっています。これを維持しながら、これからも誰もが住み慣れた家庭や地域で安心安全に暮らし続けるためには、使いやすく利用しやすい生活環境の整備や地域コミュニティの向上が必要不可欠となります。

①暮らしやすさを実感できるまちづくり

より多くの人が安全で快適に生活できるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインの視点による整備の推進など、社会に存在する様々な障壁の改善を図っていくことが重要です。

平成 28 年度アンケート調査をみると、地域の防災・防犯活動の推進を重要と考える割合が高くなっているが、防災への備えとして「近所同士の助け合える関係構築」「地域の防災訓練への参加」の割合が低くなっています。また、目指すべきまちの姿として、「災害や犯罪から守られた、安心・安全なまち」の割合が最も高くなっています。

地域懇談会からも、防災訓練に対する関心の高さに関する声が上がっており、防災についての市民の意識向上や防災組織活動の活性化などが求められています。

事業評価をみると、避難行動要支援者台帳の作成、災害ボランティアの組織づくりがあまりできていません。

そのため、移動が困難な人のための公共交通機関や福祉交通の充実、移動しやすい歩道、子ども連れや高齢者等に配慮した施設の整備など、誰もが利用しやすいまちの整備を進めるとともに、地域の防犯・防災体制を整備し、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、自助、共助による地域住民相互の支え合い・助け合いが必要です。

②地域でやさしく包み込む支援の輪づくり

子どもの連れ去り、高齢者等の消費者被害、DVや虐待などの犯罪を防ぐためには、高齢者や障がいのある人、子育て家庭などを地域の中で孤立させないことが重要です。

平成 28 年度アンケート調査をみると、「虐待、DV、引きこもり等への対応」は、 満足度が低い人の割合が最も高く、重要度に比べて満足度が低くなっています。

そのため、地域のふれあい・支え合い体制を維持しながら、高齢者や障がいのある人など様々な支援を必要とする要配慮者に対して、関連機関と連携を取りながら適切な対応をしていくことが必要です。



計画の基本的な考え方と施策の展開

1 基本理念

少子高齢化の進行、一人暮らし世帯の増加など社会環境を背景に、地域の人間関係や家族関係が希薄化し、地域から孤立してしまう人、あるいは高齢者や障がい者、 生活困窮者、ひとり親家庭など、困難を抱える人、また、複合的に様々な困難を抱える人たちが増加しています。

また、近年、社会経済環境の変化に伴い、失業、病気、家族の介護などをきっかけに生活困窮に至る人々が増大しています。こうした動向を受けて、生活保護法の一部が改正されるとともに生活困窮者自立支援法が成立するなど、生活に困窮している人の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築の必要性が高まっています。これまでの、印西市地域福祉計画では、計画の基本理念を、「声をかけあい」つな

これまでの、印西市地域福祉計画では、計画の基本理念を、「声をかけあい つながりあい ふれあいいっぱい 印西市」と定め、人と人、心と心のふれあいが広がることで、みんなの"しあわせ"=『地域福祉づくり』も広がって、「住んでいてよかった」と思える印西市の実現に向けて、地域福祉を推進してきました。

社会情勢の変化による新たな課題に対応し、思いやり支え合う地域の福祉活動を推進して行くためには、市民が地域福祉についての理解を更に深め、地域住民の理解や参加だけでなく、民生委員・児童委員や事業所、NPO、行政など様々な関係機関の効果的な連携による、支え合いや助け合いができる関係づくりが一層求められます。

本市における地域福祉を更に推進していくため、計画の基本理念を「声をかけあい つながりあい 思いやり支え合う 印西市」とし、市民一人ひとりが福祉の受け手であり担い手であるという「地域での支え合い意識」を育て、思いやりと支え合いのもと、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

〔 基本理念 〕

声をかけあい つながりあい 思いやり支え合う 印西市

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げます。

(1) 互いに支え合う地域のコミュニティづくり • • • • • • •

地域福祉を進めていくうえで、日ごろからのあいさつや声かけ等の近所づきあいが地域づくりの基礎になります。そのために、交流を通じた地域の関係づくりを進めます。地域で課題を抱え困難な状況に陥っている人の存在を発見し、市民一人ひとりが地域での人とのふれあい・つながりの重要性を再認識し、福祉コミュニティを醸成する意識啓発を進めます。

(2) 支援が必要な人一人ひとりを支える仕組みづくり ● ● ● ● ● ●

福祉サービスを利用するうえで、身近に相談する人がいない、あるいは相談窓口まで行くことができないなど様々な状況があります。支援が必要な人を適切なサービスにつなげられるよう、地域住民、地域の諸団体、行政が協働し、身近なところで気軽に相談できる仕組みづくりを進めます。

そして、多様化する福祉ニーズに対応し、地域で暮らしていくために必要な福祉 サービスの充実を図るとともに、支援が必要な人が利用できる仕組みを充実します。

(3) 安心安全に暮らし続けられる環境づくり • • • • • • •

近年、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心安全に暮らすことのできるまちづくりが求められています。地域で大規模な災害が起きた時、犯罪が起きた時など、行政の力だけでは十分な対応ができないことがあるうえ、これらの災害や犯罪はいつ起きるか想定ができません。このような中、いざという時に地域で支え合えるよう、個人や家庭で日頃から防災や防犯に対する意識や活動を高め、地域コミュニティの向上による、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化や移動支援の充実を図り、誰で も暮らしやすい、やさしいまちづくりを推進します。

3 計画の体系

基本理念 基本目標 施策の方向性 ① 思いやりや福祉のこころを 育む福祉教育 声 基本目標1 を か ② 地域の誰もが分け隔てなく 互いに支え合う 参加し交流する場の構築 け 地域のコミュニティ あ づくり 61 ③ 地域福祉の担い手の育成・強化 な が IJ ① 支援が必要な人を支える相談支援、 あ 情報提供体制の充実 61 思 基本目標2 61 ② 困難を抱えた人を見守り、 支援が必要な人 やり支え合う 支援する体制の充実 一人ひとりを支える 仕組みづくり ③ 地域で住み続けるための 福祉サービスの充実と権利擁護 印 西 市 ① 地域での防犯・防災体制の推進 基本目標3 安心安全に暮らし続 けられる環境づくり ② 暮らしやすい環境のまちづくり

基本目標1 互いに支え合う地域のコミュニティづくり

施策1 思いやりや福祉のこころを育む福祉教育 ● ● ● ● ● ●

誰もが安心して暮らせるまちにするためには、市民一人ひとりがお互いに支え合い、助け合う意識を高めることが必要です。

市民の福祉への理解と関心を高め、地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉の意識づけを進めます。

また、すべての市民が、地域福祉の推進役として活躍できるよう、生涯学習機会、イベント等を通じて、支え合う意識や地域福祉を実践する力を育む場づくりを進めていきます。

市民の取り組み

- 〇あいさつや声かけなど、近所づきあいを積極的に行いましょう

- 〇子どもから大人まで誰もが地域活動へ積極的に参加し、様々な活動を体験しましょう
- ○地域の一員として自らが持つ知識や経験を活用し、地域に貢献しましょう
- 〇身の回りのできることから助け合い、支え合いをするという気持ちを育てていきま しょう
- 〇隣近所と物事を気軽に頼めるような信頼関係をつくりましょう

地域の取り組み

- ○学校や地域における福祉教育を推進するとともに、様々な交流を通じて、地域での助け合い、支え合いの意識を育みましょう
- ○障がい、認知症等に関する対応や人権等の学習や理解を深める取り組みを進めましょう

- ○地域における支え合いによる地域福祉についての啓発
- ○支援の必要な市民との交流機会づくり
- ○学校等での福祉教育の推進
- ○体験機会の提供による福祉意識の啓発

	取り組み内容	担当課
0	地域における支え合いによる地域福祉についての啓発	
	広報、ホームページ等活用した市民への地域福祉計画の理念や地域 福祉活動計画の実践の普及	社会福祉課 社会福祉協議会
	教育の現場や、講演会、高齢者とのふれあい事業などによる市民の 心のバリアフリーについての理解の浸透	障がい福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会
	自主防災組織の設置、活動支援	防災課
	避難行動要支援者の把握と見守りの強化	防災課、社会福祉課、 障がい福祉課 高齢者福祉課 健 康 増 進 課
0	支援の必要な市民との交流機会づくり	
	集会施設等を地域活動の場として活用した気軽に立ち寄れるふれ あいの場づくり	社会福祉課
	市内社会福祉法人施設長などとの地域座談会の開催	社会福祉課 社会福祉協議会
0	学校等での福祉教育の推進	
	学校教育での老人ホーム等の職場体験	指導課
	認知症の理解を深めるための「認知症サポーター養成講座」の開催	高齢者福祉課
	小学生等への高齢者疑似体験や車いす操作など体験学習の機会の 提供	社会福祉協議会
0	体験機会の提供による福祉意識の啓発	
	福祉関係の出前講座による福祉を考える機会の提供	生涯学習課
	メンタルヘルスサポーター養成講座参加者のデイケア実習を通じ た障がいのある人との交流体験	障がい福祉課

施策2 地域の誰もが分け隔てなく参加し交流する場の構築 ● ● ● ● ●

地域コミュニティが薄れている昨今では、近所の人の顔を知らないという人も少なくありません。地域での助け合いの第一歩として、お互いの顔がわかる関係を築くことが重要であり、交流の場の提供や、あいさつなどを通して、子どもから高齢者まで、お互いが顔のわかる関係づくりを推進します。

市民の取り組み

- ○ふれあいサロン、子育てサロン活動へ積極的に参加しましょう
- 〇隣近所で声を掛け合い、世代間での交流を図っていきましょう

地域の取り組み

- ○地域行事等、地域住民が参加しやすい交流活動を進めましょう
- ○身近な交流の場として、公民館等を利用しましょう
- ○障がい者施設等において、障がいのある人と地域住民が交流できる行事や機会をつ くりましょう
- ○高齢者の優れた特技や経験を、若い人や子どもたちへ教えたり見せたり話したりする場をつくりましょう
- 〇地域コミュニティや町内会・自治会、高齢者クラブ、子ども会、ボランティアにおいて、活発な世代間交流を行いましょう

- 〇世代間で交流するきっかけづくり
- ○様々な市民との交流機会づくり
- 〇地域でのあいさつ、声かけの促進
- ○福祉・健康に関する市民活動の支援



取り組み内容	担当課	
〇 世代間で交流するきっかけづくり		
小中学生や高齢者とのふれあい交流会により、地域での世代間交流 の機会の確保。	社会福祉協議会	
公民館・中央駅前地域交流館まつり、いんざい産業まつりや各種イベント行事の実施、支援	生涯学習課 スポーツ振興課 農政課 社会福祉協議会	
○ 様々な市民との交流機会づくり		
学校における地域の方々による歴史や文化に関する講話の実施	学務課	
総合型地域スポーツクラブを通じた地域交流の支援	スポーツ振興課	
外国人市民等を講師にした異文化理解推進事業や各公立保育園に おける国際化推進事業などの外国人との交流	企画政策課 保育課	
〇 地域でのあいさつ、声かけの促進		
安全パトロールや小学校との交流事業、ふれあいサロンなどを通じ た家庭や地域でのあいさつや声かけの推進	社会福祉協議会 生涯学習課	
町内会未組織地域の設立支援や転入者への加入促進パンフレット の配布	市民活動推進課	
○ 福祉・健康に関する市民活動の支援		
市民活動支援センターによる情報提供や団体交流の活動支援	市民活動推進課	
市民活動支援センターや地域福祉センターを活用した、団体の活動の場の提供や交流支援	社会福祉課 市民活動推進課 社会福祉協議会	
支部社会福祉協議会活動の支援	社会福祉協議会	
市民主体による「いんざい健康ちょきん運動」の活動に対する後方 支援	高齢者福祉課	

施策3 地域福祉の担い手の育成・強化 ● ● ● ● ● ●

誰もが安心して暮らせるまちにするためには、人と人との絆や交流を深め、お互いに支え合い、助け合う地域をつくることが必要です。

市民一人ひとりが、地域の一員であるという意識を持ち、町内会・自治会などの 地域活動やボランティア活動に参加・協力できる人材の養成を支援していきます。

また、支援を必要とする人と支援する人をつなげるコーディネーター等の育成を 行います。

市民の取り組み

- ○ボランティア活動に積極的に参加しましょう
- 〇ボランティアに必要な知識を身につけるため、各種講座や研修などに参加しましょう

地域の取り組み

- ○ボランティア団体による活動内容の情報発信をしましょう
- 〇ボランティア団体や福祉サービス事業所などはボランティア活動希望者を積極的 に受け入れましょう
- ○ボランティア団体同士による交流を行いましょう
- 〇あらゆる世代が興味を持てるように、ボランティア活動の啓発を企画しましょう
- 〇ボランティア講座やリーダー養成研修等への参加を呼びかけましょう

- ○ボランティア講座などの拡充
- ○さまざまな人がボランティア活動に参加しやすい仕組みづくり
- ○ボランティアコーディネーターの養成
- ONPO・ボランティア団体などの市民活動に関する広報の充実

取り組み内容	担当課
〇 ボランティア講座などの拡充	
ボランティアや地域の福祉人材の養成講座の開催	障がい福祉課 高齢者福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会 生涯学習課
○ さまざまな人がボランティア活動に参加しやすい仕組みづくり ○ ボランティアコーディネーターの養成	
福祉に関するイベントなどによるボランティア活動や市民活動団 体の交流・発表機会の拡充	市民活動推進課 社会福祉協議会
ボランティアセンターの機能の強化	社会福祉協議会
O NPO・ボランティア団体などの市民活動に関する広報の充実	
広報いんざいやホームページ、社協広報「ふくし印西」によるボランティア活動や市民活動の周知、PR	市民活動推進課 障がい福祉課 社会福祉協議会



基本目標2 支援が必要な人一人ひとりを支える仕組みづくり

施策 1 支援が必要な人を支える相談支援、情報提供体制の充実 ● ● ● ● ●

福祉サービスの適切な利用に向けては、高齢者、障がいのある人、子どもなどそれぞれに応じた専門的な相談体制の充実が必要です。

地域の様々な問題を受け止め、適切な解決と住みやすい地域づくりを図るため、 高齢者、障がいのある人、子ども、家庭で介護や子育てをしている家族、地域で孤立している人、生活に困窮している人、ひとり親家庭などの悩みを受け止める総合 的な相談支援体制の充実を図ります。

また、サービスを利用する人が自分にあったサービスを選択するためには、正確な情報を得ることが必要です。各種制度改正に合わせたタイムリーな情報提供や福祉に関する啓発活動などの充実を図ります。

さらに、地域の関係者・関係機関による分野横断的なネットワークの構築に向けた、地域福祉のネットワーク等のあり方を検討していきます。

市民の取り組み

- ○各種相談窓口を有効に活用しましょう
- ○福祉の各種制度への関心を高めましょう
- ○広報紙やホームページ、情報コーナーなどから積極的に日常の暮らしや福祉の情報 を収集しましょう

地域の取り組み

- 〇地域活動等を通して、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の相談窓口の 周知をしましょう
- 〇民生委員・児童委員や町内会・自治会、福祉施設などが連携し、多様化する地域で の相談ごとに対応しましょう
- ○地域で顔見知りになり、身近な相談窓口などの情報を教え合いましょう
- 〇福祉に関する制度や法律、福祉サービス等についての地域における学習の場をつく りましょう
- 〇民生委員・児童委員をはじめ、地域で相談支援活動を行っている人の周知を図りま しょう

- ○地域包括支援センターなどの相談窓口の充実
- ○専門機関の相互連携による相談支援の仕組みづくり
- ○総合支援ネットワークの設置に向けた検討
- ○相談窓□の認知度向上を図る
- ○福祉健康サービスを的確に選択し、利用できるための情報提供の推進
- ○福祉サービスに関する情報のわかりやすい提供
- ○情報取得困難者への支援による情報格差の是正

取り組み内容	担当課
〇 地域包括支援センターなどの相談窓口の充実	
地域包括支援センターにおける高齢者相談窓口の充実	高齢者福祉課
子育て世代包括支援センターの設置	子育て支援課 健 康 増 進 課
○ 専門機関の相互連携による相談支援の仕組みづくり	
市役所相談事業の充実	障がい福祉課 子育て支援課、健康増進課 指導課、市民課
民生委員・児童委員による相談活動の支援	社会福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会
ホームページや広報紙等活用した民生委員・児童委員による相談援 助活動の広報・支援	社会福祉課
家庭内での暴力や虐待通報への対応や相談体制の整備	障がい福祉課 高齢者福祉課 子育て支援課
乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問事業等実施	子育て支援課 健 康 増 進 課
障がいのある人への相談対応の実施	障がい福祉課
SOSネットワークを活用した高齢者の早期発見、保護	高齢者福祉課
外国人市民への相談窓口の実施・相談支援	企画政策課 子育て支援課 健康増進課、市民課
〇 総合支援ネットワークの設置に向けた検討	
地域の関係者・関係機関による分野横断的なネットワークの構築に 向けた、小域福祉圏ネットワーク等のあり方や立ち上げ等の検討	社会福祉課 教育総務課 社会福祉協議会

取り組み内容	担当課
〇 相談窓口の認知度向上を図る	
市役所の福祉窓口の情報提供の充実	健康福祉部各課
市の相談窓口の充実・広報	関係各課
○ 福祉健康サービスを的確に選択し、利用できるための。	D情報提供の推進
ホームページによる福祉に関する制度や事業の情報発信の充実	関係各課
〇 福祉サービスに関する情報のわかりやすい提供	
子どもガイドブックや社協ガイドブック、各種パンフレット等の 及、活用	障がい福祉課 受害 子育て支援課、保育課、 健康増進課 市民課、社会福祉協議会
わかりやすい表現を用いた広報紙及びホームページでの提供	広報広聴課
検索しやすいホームページの構築	社会福祉課 広報広聴課
〇 情報取得困難者への支援による情報格差の是正	
手話通訳者及び要約筆記者の派遣、声の広報等音訳したCDの 布、貸出、点字図書給付事業の実施	障がい福祉課 社会福祉協議会



施策2 困難を抱えた人を見守り、支援する体制の充実 ● ● ● ● ● ●

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や働き盛り の年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援や介護を必要とする高齢者、障がいのある人、子育て世帯などが地域の中で孤立することのないよう、日常の見守りや声かけなどの体制の充実を図ります。

また、生活困窮者自立支援制度に基づき、自立相談支援事業など生活困窮者に対する支援制度の充実に努めます。

市民の取り組み

- 〇近所の人による自主的な見守り活動などを通じて、困っている人などを把握した時には、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどへ報告しましょう
- ○生活に困難を抱えた人を見守りましょう
- ○困ったことがあった時の相談先を伝えましょう
- ○地域におけるちょっとした声かけをしましょう

地域の取り組み

- 〇民生委員・児童委員や地域住民が、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯等への訪問等 を行いましょう
- ○地域で一人暮らし高齢者や障がいのある人の生活を手助けしましょう
- ○子育てに悩む親が孤立しないよう、見守りましょう
- 〇孤立しがちな高齢者や障がいのある人の閉じこもりを予防するため、地域のサロン 活動や生きがい活動、交流活動等を実施していきましょう
- ○地域での見守り活動や声かけ活動等、地域での支え合いを進めましょう
- 〇日頃より、地域で支援が必要な人を把握しましょう

- ○地域の生活課題や支援を必要としている人の情報の収集・把握
- ○虐待・暴力防止のための横断的なネットワークの構築と支援の推進
- ○相談窓口職員の意識向上やスキルアップを目的とした研修などの充実
- ○経済的自立及び支援のための横断的なネットワークの構築と支援の推進
- 〇避難行動要支援者把握及びサービス利用のための地域ネットワークの構築と支援 の推進
- ○社会福祉法人及び民間福祉事業所による地域貢献活動の推進
- ○支部社協別の地域福祉活動計画による事業推進のための支援

取り組み内容	担当課	
〇 地域の生活課題や支援を必要としている人の情報の収集・把握		
民生委員・児童委員や安全パトロール、事業所との協定などによる 地域の見守りネットワークづくり	社会福祉課 高齢者福祉課 社会福祉協議会	
○ 虐待・暴力防止のための横断的なネットワークの構築と支	援の推進	
子ども虐待防止対策協議会や高齢者虐待防止ネットワークの活用 による関係機関との連携	子育て支援課 高齢者福祉課	
○ 相談窓口職員の意識向上やスキルアップを目的とした研修	などの充実	
職場内研修の実施、各分野別研修への参加	関係各課	
〇 経済的自立及び支援のための横断的なネットワークの構築と支援の推進		
ひとり親家庭に対する相談や自立支援の充実	子育て支援課	
生活困窮者自立支援事業	社会福祉課	
〇避難行動要支援者把握及びサービス利用のための地域ネッ の推進	トワークの構築と支援	
SOSネットワークの活用や避難行動要支援者名簿の作成による支援体制の充実	高齢者福祉課	
〇 社会福祉法人及び民間事業所による地域貢献活動の推進		
福祉施設や事業者等への地域貢献活動の啓発や企業参加型の生活 支援サービスの検討	社会福祉課 社会福祉協議会	
○ 支部社協別の地域福祉活動計画による事業推進のための支	援	
地域別の地域福祉活動の活動拠点の整備及び地域福祉活動推進の ための地域ネットワーク構築支援	社会福祉協議会	

施策3 地域で住み続けるための福祉サービスの充実と権利擁護 ● ● ● ● ●

福祉による支援を必要とする人が、安心して地域で暮らすためには、質の高い多様な福祉サービスが身近な地域で十分に整備されることが不可欠です。

サービス提供事業者と連携し、ニーズに合った福祉サービスを提供していきます。 また、地域で福祉サービスを必要とする人が権利を擁護され、地域社会の一員と して尊重されるよう権利擁護センター等と連携しながら支援します。

市民の取り組み

- ○必要に応じ、福祉の各種制度を活用しましょう
- ○日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護に関する理解を深めましょう
- 〇高齢者、障がいのある人、子ども等市民一人ひとりが人権尊重の心を育み、人権意 識に根ざした行動を行いましょう

地域の取り組み

- 〇民生委員・児童委員やボランティアなどを通じ、福祉サービスの情報を提供しましょう
- 〇高齢者クラブや地区の集まりなど、機会あるごとに福祉サービスについてPRしま しょう
- ○介護、福祉、医療サービス提供事業所は、わかりやすくサービスに関する情報提供 を行いましょう
- ○福祉サービスを提供する事業者は、利用者の利益と、基本的人権を尊重しましょう
- 〇地域住民が人権尊重の心を育み、人権意識に根ざした行動ができるような学習の場 を提供しましょう

- ○サービス提供事業者に対する研修や情報提供の充実、情報交換会の構築
- ○サービス提供事業者の適切な評価の促進
- ○社会福祉法人及び施設などに対する指導
- ○成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及啓発の推進

取り組み内容	担当課	
〇 サービス提供事業者に対する研修や情報提供の充実、情報交換会の構築		
サービス事業者と連携した対応の充実	障がい福祉課 高齢者福祉課 子育て支援課	
〇 サービス提供の質の向上や福祉人材確保の支援		
利用者の状態や必要度に応じたサービス提供の推進	障がい福祉課 高齢者福祉課 子育て支援課	
福祉サービスに携わる人材を育成する研修の実施	高齢者福祉課 子育て支援課	
大学等との連携による実習生の受け入れ	高齢者福祉課 介護保険課 健康増進課	
○ サービス提供事業者の適切な評価の促進 ○ 社会福祉法人及び施設などに対する指導		
サービス事業者情報の開示	関係各課	
福祉サービス第三者評価の活用指導	社会福祉課	
○ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及啓発の推進		
社会福祉協議会活動の支援	社会福祉課 高齢者福祉課 障がい福祉課	
成年後見制度など、利用者の尊厳や権利を守るしくみの普及	高齢者福祉課 障がい福祉課 社会福祉協議会	

基本目標3 安心安全に暮らし続けられる環境づくり

施策 1 地域での防犯・防災体制の推進 ● ● ● ● ● ●

住み慣れた地域で安心安全に暮らしていくためには、犯罪を起こさせない、災害時であっても安全に避難できるなど、地域の防犯・防災体制が整備されていることが不可欠です。そのためには「自分たちの地域の安全は自分たちで守る」という考えのもと、自助、共助による地域住民相互の支え合い・助け合いが重要です。

防犯・防災意識の啓発や活動の促進、避難行動要支援者の避難支援体制の整備などを通じて、地域の防犯・防災力を高めていきます。

市民の取り組み

- ○日頃から災害時の準備をし、緊急時に対する備えをしましょう
- 〇地域住民の防災、防犯意識や自分たちで地域を守る意識を高めましょう
- ○地域の防犯防災活動へ積極的に参加しましょう
- ○災害発生時において、要配慮者を支援しましょう

地域の取り組み

- ○地域での見回りなどにより犯罪を未然に防ぐ活動を行いましょう
- 〇子どもの通学時などにおける地域での見守り活動を広げましょう
- ○消費者被害を防止するため、地域で情報を共有しましょう
- 〇災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、地域における支援体制の整備を進めましょう
- ○地域の自主防災組織と他の地域組織との連携強化を図りましょう
- ○防災訓練等、地域での防犯防災活動に取り組みましょう

- ○防犯意識の高揚等の推進
- ○防犯施設の整備の推進
- ○災害時要配慮者避難支援制度の普及・啓発
- ○災害時要配慮者の情報収集
- 〇各町内会・自治会、自主防災組織など地域支援者への避難支援体制づくりへの支援
- ○福祉避難所としての社会福祉施設の検討

取り組み内容	担当課
○ 防犯意識の高揚等の推進	
市民安全情報の配信や防犯講話の開催	市民安全課
○ 防犯施設の整備の推進と防犯対応の体制づくり	
生活道路や公共施設、学校周辺等を重点とした防犯灯の設置	
犯罪の発生を抑止するための防犯設備の設置	
犯罪被害を拡大させないための警察との連携	市民安全課
犯罪被害に遭わないための防犯講話の開催	
犯罪被害者等に対する支援の実施 	
暴力・虐待被害に対する警察、医療機関、行政機関との連携	社会福祉課 高齢者福祉課 障がい福祉課 子育て支援課
配偶者等暴力被害に対する女性の悩み相談の実施	子育て支援課
○避難行動要支援者支援制度の普及・啓発	
避難行動要支援者台帳の作成と周知	障がい福祉課 高齢者福祉課
○避難行動要支援者の情報収集	
(再掲)避難行動要支援者の把握と見守りの強化	防災課、社会福祉課、 障がい福祉課 高齢者福祉課
印西地区消防組合個人情報登録制度の普及、活用	防災課

取り組み内容	担当課	
○ 各町内会・自治会、自主防災組織など地域支援者への避難支援体制づくりへの支援		
(再掲)自主防災組織の設置、活動支援		
家庭や地域での防災用備蓄の啓発		
防災行政無線、防災メール、防災HP等による防災情報の発信の 充実	防災課 企画政策課	
防災ブックやハザードマップ等の啓発		
母国語の異なる人向けの防災情報の発信		
災害ボランティア養成講座の開催	社会福祉協議会	
〇 福祉避難所としての社会福祉施設の検討		
福祉避難所運営に関する研修の実施	防災課 健康福祉部各課	



施策2 暮らしやすい環境のまちづくり ● ● ● ● ● ●

地域で高齢者、障がい者、子どもや家庭で介護や子育てをしている家族が安心して暮らすためには、公共施設、公共空間がバリアフリーで整備されていることが重要です。

公共施設のバリアフリー化だけでなく、民間事業者へも協力を求め、誰にもやさ しいまちづくりを進めます。

市民の取り組み

- 〇身近な場所で歩きづらいところ、危険に感じるところを点検し、関係機関に知らせましょう
- 〇健常者は、障がいのある人専用駐車場の利用や点字ブロックへの駐輪等はやめましょう

地域の取り組み

〇身近な場所で歩きづらいところ、危険に感じるところを点検・共有し、安全確保に 努めましょう

- ○公共施設などバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進
- 〇外出支援や買物支援など地域課題に対応する施策の検討と充実
- ○交通安全の啓発

取り組み内容	担当課	
〇 公共施設などバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進		
道路、公園等におけるバリアフリー化の推進	建設課 都市整備課 土木管理課	
〇 外出支援や買物支援など地域課題に対応する施策の検討と充実		
市内バス公共交通の利便性の向上	交通政策課	
移動困難者への移送サービスの実施	障がい福祉課 高齢者福祉課	
○ 交通安全の啓発	•	
保育園、幼稚園、小中学校、高齢者クラブなどでの交通安全教室の 開催		
放置自転車の解消	市民安全課	





計画の推進

1 計画の周知・啓発

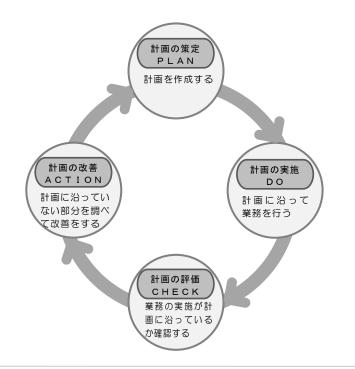
地域福祉計画は、市民、福祉・健康サービス提供事業者、市などの地域福祉の推進に関わるすべての人の主体的な参加や協力のもとに連携し推進していかなければなりません。

計画の推進にあたっては、まず、地域福祉の理解を広げるために、地域福祉計画を多くの市民に知ってもらうことが必要です。このため、計画の周知にあたっては市広報いんざい、ホームページなどを活用するとともに、地域福祉に関わる各種の話し合いや活動の場、関係課で実施する事業などの様々な場面においても積極的な計画の周知に努めていきます。

2 計画の点検・評価

本計画の着実な実行に努めるため、計画の進捗状況・実績について把握し、必要に応じて当該施策・事業の必要性などについて関係機関と協議します。

さらに、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、計画に位置づけられる具体的取り組みについては、社会福祉課をはじめとする各担当課が、PDCAサイクルに基づき年1回、取り組みの実施状況や指標について点検や評価を行い、継続や見直しを行いながら効果的な計画となるように努めていきます。



3 協働による計画の推進

地域の多様な生活課題やニーズなどに対応していくためには、地域住民をはじめ とし、地域を構成する様々な主体と市が連携していくことが必要です。

地域住民が住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らせる 地域づくりを行うため、地域住民をはじめ、町内会・自治会、高齢者クラブ、民生 委員・児童委員、ボランティア・NPO、福祉施設・福祉関係事業者、社会福祉協 議会等と市がそれぞれの役割責任分担のもとに、本計画を推進します。





参考資料

1 計画の策定経過

日付	内容等
平成 28 年3月 22 日	第1回地域福祉計画策定委員会 委嘱状交付 ①印西市地域福祉計画について
平成 28 年5月 31 日 ~ 平成 28 年6月 15 日	市民アンケート調査実施
平成 28 年7月19日 ~ 平成 28 年8月5日	民生委員・児童委員アンケート調査実施
平成 28 年8月 24 日 ~ 平成 28 年9月 30 日	地域懇談会実施
平成 28 年8月26日	第2回地域福祉計画策定委員会 ①印西市地域福祉に関するアンケート調査結果について ②アンケート調査から見える印西市地域福祉の課題について
平成 28 年 11 月 11 日	第3回地域福祉計画策定委員会 ①印西市地域福祉に関する骨子(案)について
平成 28 年 11 月 22 日	地域福祉計画庁内会議
平成 28 年 12 月 22 日	第4回地域福祉計画策定委員会 ①印西市地域福祉計画(案)について
平成 29 年 1 月 17 日 ~ 平成 29 年 1 月 31 日	パブリックコメントの実施
平成 29 年 3 月 3 日	第5回地域福祉計画策定委員会 ①パブリックコメント結果報告 ②印西市地域福祉計画(最終案)について

2 策定委員会設置要綱

○印西市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成17年10月31日告示第166号

改正

平成19年3月29日告示第43号

印西市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

- 第1条 社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第107条の規定に基づく、本市の地域 福祉計画の策定をするにあたり、地域住民及び専門家等の意見を十分反映させる ため、印西市地域福祉計画策定委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。 (所掌事務)
- 第2条 委員会は、地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に関する検討を 行い、その結果を市長に報告する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- (1) 市民の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 社会福祉を目的とする事業者
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたとき は、その職務を代理する。

(会議)

第5条の2 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を 聴くことができる。

(部会の設置)

- 第6条 委員会に具体的事項の検討のため、部会を設置することができる。
- 2 部会で検討した事項は、委員会に報告するものとする。
- 3 部会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この告示は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日告示第43号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

3 策定委員名簿

委員区分	氏 名	所属	備考
市民の代表者	堀川定士	公募委員	
学識経験を 有する者	松山毅	順天堂大学スポーツ健康科学部 先任准教授	
社会福祉を目的 とする事業者	橋詰昌	社会福祉法人 印西市社会福祉協議会 事務局長	
	石 井 照 次	印西市民生委員児童委員協議会 会長	会長
	大野有信	印西市社会福祉協議会 木下支部	
	松藤和子	印西市社会福祉協議会 小林支部	
	渡邊和子	印西市社会福祉協議会 大森・永治支部	
社会福祉に 関する活動を	岩本清	印西市社会福祉協議会 船穂・牧の原支 部	
行う者	本 田 薫	印西市社会福祉協議会 ニュータウン中 央北支部	
	山下順三	印西市社会福祉協議会 ニュータウン中 央南支部	
	小松光美	印西市社会福祉協議会 印旛支部	
	織原拯	印西市社会福祉協議会 本埜支部	
	浅 野 美智代	ボランティア協議会 副会長	
市長が必要と認めるもの	山 口 茂	町内会自治会連合会会長	

(敬称略)

4 用語解説

あ行

[NPO]

Non-Profit Organization の略であり、「民間非営利組織」と訳され、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

か行

【子育て世代包括支援センター】

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップの子育て支援拠点。

さ行

【災害ボランティア】

災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行なう応急対策を支援する、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指す。有事の際は災害ボランティアセンターによって総合的な調整が行われ、募集・受け入れ・情報提供等関係単体との連絡調整活動を行っている。

【社会福祉法】

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

【小域福祉圏ネットワーク】

地域住民に身近であり、顔の見える範囲である範囲(おおむね小・中学校区)を活動範囲とし、地域住民、町会・自治会、民生委員児童委員、PTA、子ども会、老人クラブ、NPO、ボランティア、福祉施設その他の福祉事業者、商店会、医療機関など、地域特性や実情に見合った幅広い組織・団体・個人で構成される、地域課題の解決に向けた取組みを進め分野横断的なネットワーク。

【生活困窮者自立支援制度】

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、 自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた制度。

【セーフティネット】

困難な状況に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止するしくみまたは装置を意味する。地域福祉では、地域の住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取組を推進するとともに、地域において様々な困難や課題を抱える「要援護者」を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことをいう。

【成年後見制度】

知的障害、精神障害、認知症等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る 援護者(成年後見人等)を選ぶことにより、法律的に支援する制度。判断能力が不十分にな る前に、将来に備えてあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」と、判断能力が不 十分になってから家族等の申立てにより家庭裁判所が後見人を選任する「法定後見制度」が あり、「後見」「保佐」「補助」の3種類に分かれる。

た行

【地域包括支援センター】

平成 18 年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止等さまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していく機関。

【地域防災計画】

災害に対処するため、防災関係機関が行うべき事務または業務の大綱を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減することを目的とした計画のこと。

な行

【日常生活自立支援事業】

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助(情報提供、助言、手続きの援助など)や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度のこと。「成年後見制度」の補完的な性格を持つ。

【認知症高齢者】

高齢期における脳の広範な器質的障害により、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のことを指す。「アルツハイマー型認知症」や脳血管障害による「脳血管性認知症」「レビー小体型認知症」等の種類がある。

は行

【福祉避難所】

災害時に特別な配慮を必要とする要支援者を対象とした、バリアフリー等の機能を備えた避難所のこと。

【ボランティアセンター】

地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を 図る組織。市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く、ボランティア 情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の 場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

や行

【ユニバーサルデザイン】

性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方で、バリアフリーの考え方をさらに進めたもの。施設や設備などにとどまらず、だれもが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもある。

第3次印西市地域福祉計画

平成 29 年 3 月

発行 印西市 編集 社会福祉課 〒270-1396 印西市大森 2364-2

> 電話 0476(42)5111 (代表) FAX 0476(42)0381